



「飛騨の匠」の記述が現存する史料に初めて現れるのは、今からおよそ1300年前のことです。養老2年(718)に制定された養老令(賦役令)に斐陀国条が定められ、斐陀からは1里(50戸)につき10人が1年交代で都へ出役することが義務づけられました。その前の大宝律令(701)でも同様であったと考えられています。飛騨国は優れた木工集団「飛騨の匠」を派遣する見返りとして、租・庸・調のうち、庸・調という税が免ぜられたのです。これが律令政治による、飛騨から都へ人材を派遣するという「飛騨の匠」制度の始まりです。

当時の飛騨は10里程度と推察され、徴用された人数は100人を基準とし、工事の状況で増減され多い時には200人あまりが都に上りました。以後平安末期までの500年間に亘って、延べ人数は4万とも5万とも言われています。仕事は年に330日以上350日以下と定められ、この日数に達しなければ飛騨に帰る事が許されませんでした。厳しい労役に耐え、真摯で並はずれた腕を誇った彼らの技は絶賛され、いつしか「飛騨の匠」と賞賛されるようになり、薬師寺・法隆寺夢殿・東大寺など幾多の神社仏閣の建立に関わり、平城京・平安京の造営に活躍して日本建築史の黄金時代の一翼を担ったのでした。現在も奈良の橿原市に飛騨町がありますが、高山の町並みを思わせる小ぎれいな木造家屋が軒を連ね、また大和路には飛騨と共通する地名が多い事から、飛騨から上京した人たちが現地にとどまり土着化したものとも考えられます。

(引用:<https://kitutuki.co.jp/hidanotakumi>)



0001_飛驒の家具



0002_飛驒の家具



0003_飛驒の家具



0004_飛驒の家具



0005_飛驒の家具



0006_飛驒の家具



0007_飛驒の家具



0008_飛驒の家具



0009_飛驒の家具



0010_飛驒の家具



0011_飛驒の家具



0012_飛驒の家具



0013_飛驒の家具



0014_飛驒の家具



0015_飛驒の家具



0016_飛驒の家具



0017_飛驒の家具



0018_飛驒の家具



0019_飛驒の家具



0020_飛驒の家具



0021_飛驒の家具



0022_飛驒の家具



0023_飛驒の家具



0024_飛驒の家具



0025_飛驒の家具



0026_飛驒の家具



0027_飛驒の家具



0028_飛驒の家具



0029_飛驒の家具



0030_飛驒の家具



0031_飛驒の家具



0032_飛驒の家具



0033_飛驒の家具



0034_飛驒の家具



0035_飛驒の家具



0036_飛驒の家具



0037_飛驒の家具



0038_飛驒の家具



0039_飛驒の家具



0040_飛驒の家具



0041_飛驒の家具



0042_飛驒の家具



0043_飛驒の家具



0044_飛驒の家具



0045_飛驒の家具



0046_飛驒の家具



0047_飛驒の家具



0048_飛驒の家具



0049_飛驒の家具



0050_飛驒の家具



0051_飛驒の家具



0052_飛驒の家具



0053_飛驒の家具



0054_飛驒の家具



0055_飛驒の家具



0056_飛驒の家具



0057_飛驒の家具



0058_飛驒の家具



0059_飛驒の家具



0060_飛驒の家具



0061_飛驒の家具



0062_飛驒の家具



0063_飛驒の家具



0064_飛驒の家具



0065_飛驒の家具



0066_飛驒の家具



0067_飛驒の家具



0068_飛驒の家具



0069_飛驒の家具



0070_飛驒の家具



0071_飛驒の家具



0072_飛驒の家具



0073_飛驒の家具



0074_飛驒の家具



0075_飛驒の家具